

(宛 先) 安曇野市長

年 月 日

提出者  
所在地 安曇野市豊科〇〇番地  
企業名 〇〇株式会社  
代表者氏名 安曇野 太郎 印

安曇野市生産設備取得事業交付要綱第6条の規定により、事業報告書を提出します。

1. 事業の概要

(1) 生産設備の名称

〇〇製造設備

(2) 主要製品名

〇〇〇

(3) 生産設備の概略等

〇〇製品製造業用設備

(4) 操業開始年月日

令和〇年〇月〇日

(5) 事業完了年月日

令和〇年〇月〇日 (生産設備の最終取得日)

2. 生産設備取得額

(1) 取得額 〇〇, 〇〇〇 千円

(2) 取得額の明細

支払いまで完了した日

設備名	数量	取得価格	取得年月日	購入先	備考
例：複合加工機	1	〇〇〇千円	令和〇年〇月〇日	(株)〇〇	
例：モーノポンプ	2	〇〇〇千円	令和〇年〇月〇日	(有)〇〇	

(注) 「取得価格」の欄には、消費税を含まない額を記入すること。

## (3) 処分又は使用を中止する既存の生産設備

設備名	数量	処分等の種別	処分等の年月日	既存設備の下取り価格A	備考
		(処分・中止)		千円	
		(処分・中止)			

## (4) 差引取得額 ((1)-(3)のA) の財源内訳

(単位：千円)

差引取得額	財源内訳				備考
	自己資金	融資	補助金	その他	

## 3 雇用状況

## (1) 雇用実績

(単位：人)

事業所区分	雇用区分	第1基準日の前日時点 (年月日)	第2基準日又は申請日のいずれか早い日時点 (年月日)
補助対象事業所	常勤雇用者数(期間の定めのない雇用契約でかつ雇用保険被保険者)	① 〇人	〇人
市内 既設 事業 所	市内事業所1 ( ) 常勤雇用者数		
	市内事業所2 ( ) 常勤雇用者数		
	市内既設事業所常勤雇用者数合計	②	
常勤雇用者数合計		③=①+② 〇人	〇人

## (2) 解雇について

第1基準日から第2基準日又は申請日のいずれか早い日までの期間における常勤雇用者の解雇の有無

有( )人 ・  無

(注1) 常勤雇用者とは、雇用期間の定めのない雇用者で、かつ、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)

(注2) 解雇とは、事業主の都合による一方的な雇用契約の解除により、常勤雇用者が離職すること又は人員整理(期間、整理数を定めた人員整理計画に基づくものとし、早期退職優遇制度、選択定年制度等に伴うものを除く。)に伴う事業主による退職勧奨、人員整理を目的とした臨時に募集される希望退職の募集に応じて、常勤雇用者が離職することをいう。

#### 4 生産設備取得事業の特例

##### (1) 特例要件

項目	生産設備取得前の概要 (令和〇年〇月〇日)	生産設備取得後の概要 (令和〇年〇月〇日)
1. 生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引メーカーの需要量の増加に伴い生産量の増強を図る必要性が出てきた</li> <li>残業及び休出体制で顧客対応を図っているが納期対応に支障が出ており設備導入が急務</li> <li>現在の売上規模は年商〇〇千円である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産設備の導入により加工物の〇〇作業が時短となり生産量アップが望める</li> <li>生産性向上 年〇%アップ</li> <li>売上規模は年〇〇千円まで拡大する見込みである (+〇%)</li> </ul>
2. 品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状設備では商品サイズまでの加工に不備があり、品質の安定化を図る必要がある。</li> <li>完成度95%であり修正にも手間がかかっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイズに関係なく加工精度が向上した。</li> <li>完成度99%以上の効果が見込める。</li> </ul>
3. 省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率化推進をはかる多台持ちで省エネの課題となるのは運転終了作業時間であり、自動停止システムが導入できれば無駄な稼働時間を削減できる</li> <li>現状の電力量は月平均〇〇万円である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回導入する設備は機内照明のLED化に加え、運転終了時の自動停止システムが搭載されているため、省エネルギーの推進が図れる</li> <li>設備の導入により〇%の節電が可能になることから全体での電力量は月平均〇〇万円が見込まれる。</li> </ul>

(注1) 上記項目1～3のうち、要件に該当する項目欄の概要を記載すること。

(注2) 市内で継続して操業し、雇用の維持につなげるため取得する生産設備であること。

(注3) 規定の新規常勤雇用者の雇用が見込める場合は記載不要とする。

(注4) 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間の特例措置とする。

##### (2) 添付書類

対象項目の詳細が分かる資料等を添付すること。

附 則 (平成24年12月4日告示第272号)

この告示は、平成24年12月4日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日告示第62号)

(施行期日等)

- この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- この告示の施行の前日に、この告示による改正前の安曇野市生産設備取得事業補助金交付要綱第3

条に規定する要件を満たしている者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月13日告示第26号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月9日告示第233号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年5月6日告示第229号）

この告示は、平成28年5月6日から施行する。

附 則（平成29年4月18日告示第201号）

この告示は、平成29年4月18日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第94号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年 月 日告示第94号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。